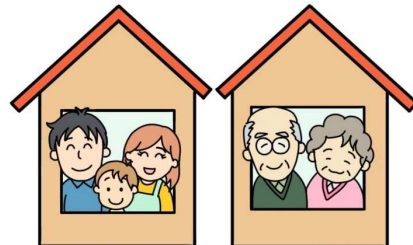


三世代で同居・隣居

される方は

建築・リフォームすると

最大 **30万円** もらえます

注) 工事費の2分の1の額を限度

目的	三世代が同居し、子育てや介護を家族同士で支え合うことで子育て等にかかる負担を軽減するためです。
対象住宅	個人所有の 一戸建ての住宅（離れ含む） 又は 併用住宅（住宅部分が全体の2分の1以上のもの） 賃貸住宅を除きます。

フラット35の

金利が下がります

金利引下げ期間

当初 **10** 年間

金利引下げ幅

年▲**0.25%**

同居	同一敷地内又は隣接敷地内で、一緒に居住することをいいます。 隣居（隣接敷地）は含みますが、近居（道路の反対側等の離れた敷地）は対象外です。
子世帯	子又はその配偶者※を世帯構成員とする世帯で、孫を含みます。 ※ 配偶者は、事実上婚姻関係と同様の者及び西尾市パートナーシップ宣誓制度におけるパートナーを含みます。
親世帯	子の父母又は祖父母を構成員とする世帯です。
世帯要件	<ul style="list-style-type: none"> ● 親世帯は、1年以上継続して市内に居住していること ● 親世帯と子世帯は、直近1年間同居していないこと ● 子世帯の全員は、親世帯と5年以上同居※すること ※ 療養、転勤又は通学のため転居又は転出が必要となった場合等は除きます。
対象工事	三世代で同居するために行う新築・増築・改築・リフォーム工事です。 ※ 家具等の購入・設置費は対象外です。

注意!

認定申請前に
工事着手し
た場合、補助金は
受けられ
ません

お問い合わせ先 ☎ 0563-65-2381 西尾市 都市整備部 建築課

手続きの流れ

“◆”の書類は、市長が確認でき、かつ、市長が確認をすることに対象者の全員が同意する場合に限り、添付を省略することが出来ます。

★ 工事着手前に申請をすること

申請者	市	提出書類・確認事項	
1 認定申請	→	1.補助事業認定申請書(様式第1)	申請者は工事の契約者と同一人物で、三世帯同居する子又は親であること
		2.◆戸籍謄本	親世帯と子世帯の関係が分かるもの
		3.◆世帯全員の住民票 (必要に応じて ◆戸籍附票)	“子世帯が親世帯と直近1年以上同居していないこと”及び“親世帯が1年以上継続して市内に居住していること”が確認できるもの
		4.付近見取図	住宅地図、インターネットの地図など
		5.各階平面図	対応工事に係る部分とその概要を明示したもの
		6.工事着手前の写真	“敷地又は住宅の全景”及び“工事の施工箇所”が確認できるもの
		7.工事見積書の写し	補助対象部分とその他の部分を分けたもの、申請者宛、施工業者の記名、見積年月日、施工場所が必要
		8.【フラット35】 地域連携型利用申請書	認定後の申請でも可 ※利用する場合 住宅金融支援機構のHPより取得 添付図書あり
	← 2 認定通知	補助事業認定通知書が、申請者住所に郵送で届きます。	
工事着手・完了 同居開始		工事を行い、三世帯で同居してください。	
3 交付申請 4 完了報告 5 補助金の 請求	→	1. 補助金交付申請書兼 完了実績報告書(様式第6)	工事が完了し、子世帯が転居又は転入した日から1年以内に提出
		2.工事契約書の写し	見積書、請求書又は領収書と金額が同じであること
		3.請求書又は領収書の写し	工事請負契約業者の発行したもの、業者の記名
		4.工事完了後の写真	住宅の全景及び工事の施工箇所が確認できるもの
		5.◆世帯全員の住民票	親世帯と子世帯の同居が確認できるもの
		6.◆納税証明書(完納)	住所地で発行されるもの、3ヶ月以内 西尾市は市役所2階の収納課で取得(200円/枚)
		7.補助金支払請求書(様式第8)	口座名義は、申請者と同一人物であること
	← 6 交付決定 7 補助金の 支払	補助金交付決定通知書が、申請者住所に郵送で届きます。 補助金は指定された口座に、約1ヶ月後に振り込まれます。	
5年以上同居		子世帯全員が交付決定通知日以降、5年以上継続して親世帯と同居します。 ※療養、転勤又は通学のため転居又は転出が必要となった場合等は除きます。	

フラット35の金利引下げ をご利用いただくには…

西尾市三世帯同居対応住宅
支援事業の補助金を受ける



【フラット35】地域連携型 をご利用いただけます。
※【フラット35】地域連携型利用対象証明書が必要です。

お問い合わせ先 ☎ 052-971-6901
住宅金融支援機構 東海支店 地域連携グループ